

職員の結核感染について

消防局職員から結核患者の発生があり、職場職員 52 人への接触者健診を実施したところ、発病者が 5 人、感染者が 21 人、合計 26 人の感染が確認されました。

なお、患者は治療により感染性が消失していること、健診の結果、発病者・感染者についてもすべて他者への感染性はないことから、新たな感染が広がる心配はありません。

1 患者の概要

40 歳代 男性 消防局勤務 栄区在住

平成 22 年 8 月 職員定期健康診断にて異常なし

9 月上旬 咳の症状があり、かかりつけ医を受診したところ

アレルギー性疾患として投薬治療

12 月頃 咳・痰のひどい症状が出現

平成 23 年 2 月 25 日 改善が見られないため、かかりつけ医から呼吸器科の受診を勧められ、受診した結果、栄区の医療機関での受診を指示される。

2 月 28 日 栄区の医療機関で精密検査実施

3 月 3 日 喀痰の菌検査の結果、結核と診断
栄区への届け出と職場へ連絡実施

3 月 4 日 金沢区の専門病院に入院し、治療開始

5 月 25 日 治療により感染性が消失したことが確認され、退院

2 職場職員 52 人への接触者健診結果(7 月 7 日現在 患者は除く)

区 分	健診機関	健診結果		
		発病者	感染者	異常なし
健診対象者 52 人	中区福祉保健センター 46 人	4 人	18 人	24 人
	居住地の保健所 6 人	1 人	3 人	2 人
合 計		5 人	21 人	26 人

発病者 5 人・感染者 21 人はすべて他者への感染性はない。

3 接触者(職場職員52人)健診の主な経過

月 日	対 応
3月3日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が結核と診断され、本人が栄区に届出を行った。併せて消防局に連絡。消防局から総務局へ電話報告。 ・中区福祉保健センターから職場調査の連絡を受け日程を調整。
3月7日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・中区福祉保健センターが職場調査を実施し、職場職員52人全員を接触者健診対象者とすることを決定。今後の対応を含め、打合せを実施。 <p>【打合せ内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「結核」に関する対応の説明会について(3月中旬に2回開催し、各1時間) 2 胸部レントゲン検査(3月末までに実施)及び血液検査(レントゲン検査により結核菌に感染した可能性がある場合で60歳未満の者には4月以降に実施)について 3 資料配付及び説明 <ul style="list-style-type: none"> 「結核の感染と発病」(資料内容:感染・発病してもすぐにうつることはないこと等) 「身近な人が結核になったら」(資料内容:感染してから発病までの期間は4か月~2年の間に多い、結核の症状は2週間以上続くせき、たん、発熱、だるさなど風邪のような症状が長く続く等) <ul style="list-style-type: none"> ・中区福祉保健センターより、職員に対する即日の受診、検査及び勤務の制限等の説明はなかった。
3月11日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・中区福祉保健センターによる接触者健診についての説明会予定日(東日本大震災の発生により説明会中止)
3月14日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・総務局に感染症等発症届出書を提出
3月17日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会が中止となったため、中区福祉保健センターから職場担当者あてに、庁内メールにて「臨時健康診断の実施について」の文書が届き、担当者は健診対象者に配付した。 <p>【文書の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 臨時健康診断を実施すること。 2 胸部レントゲン検査(3月実施予定)を4月以降に延期すること。 3 異動者は異動先または居住地の管轄の福祉保健センターで検査を受けることができること。 4 60歳未満の者には、5月上旬頃、結核感染の有無を調べる検査を実施予定であること。 5 咳や痰などの症状が続いている場合はセンターへ相談するか、医療機関を受診すること。など

4月4日(月)～ 25日(月)	・中区福祉保健センターが胸部レントゲン検査を実施(45人)
5月16日(月)～ 6月6日(月)	・中区福祉保健センターが血液検査を実施(60歳未満の40人)
6月1日(木) 3日(金)	・中区福祉保健センターが職員に対し、結核と接触者健診についての説明会を実施。血液検査が判明した者に対し、個別に結果説明。 ・説明を聞くことができなかった者に対しては、後日、個別に結果説明。
6月20日(月)	・市の公表基準()に基づき、集団感染事例として報道発表

4 被災地への派遣について

3月13日から5月24日までの間、28人の職員を派遣していますが、健診の結果、そのうち発病者・感染者は16人でした。派遣先は仙台市・石巻市で、主な任務は、被災地の市役所における連絡調整と避難所運営です。

5 発病者・感染者の今後の対応

発病者は、医師の指示により治療の薬を内服、感染者は、医師の指示により発病予防の薬を内服しています。また今後2年間、通常の定期健康診断に加え発病の有無を確認するため、胸部レントゲン検査による経過観察を行います。

さらに、局として職場の衛生管理に努めてまいります。

参考 市の公表基準の取扱い(「結核対応マニュアル」:健康福祉局)

公表基準:同一の感染源が、2家族以上にまたがり、20人以上に感染させた場合で、かつ、患者及びその家族を除いた患者・感染者の実数が10人以上の場合。